

医療法人すなお 歯科衛生士奨学金制度 規程

第1条（目的）

本規程は、医療法人すなお（以下「当法人」という。）が、歯科衛生士を志す学生に対し、その修学資金の貸与を行い、卒業後に当法人での勤務を通じて、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

第2条（対象者）

本制度の対象者は、歯科衛生士養成機関に在学中、または入学予定の者であり、卒業後、当法人において歯科衛生士として勤務を希望する者とする。但し、他の医療機関等で従事することを条件とする奨学金制度を利用している者は対象外とする。

第3条（貸与金額）

本制度の奨学金の貸与金額は次のとおりとする。

- 1 入学金として30万円を貸与する。
- 2 授業料補助として年間25万円を上限に貸与する（最長3年間、総額75万円まで）。
- 3 貸与金の総額は最大105万円とする。

第4条（貸与申請）

本制度の奨学金の貸与を受けようとする者は、当法人に対し以下の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 合格通知又は在学証明書
- (4) 発行から3ヶ月以内の住民票（マイナンバーを省略したもの）
- (5) 発行から3ヶ月以内の戸籍謄本

第5条（貸与の決定、貸与契約の締結）

前条の書類を提出して本制度の奨学金の貸与の申請をした者には、当法人において選考を行い、採否決定しそれを通知する。本制度の奨学金貸与の決定を受けた者は、当法人と奨学金貸与契約を締結する。

第6条（連帯保証人）

- 1 本制度の奨学金貸与の決定を受けた者は、1名の連帯保証人を立てるものとする。奨学金貸与契約書及び保証書（様式第3号）の各書類に、連帯保証人が署名捺印の上、連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）を添付し、当法人に提出しなければならない。

- 2 本条記載の連帯保証人は、奨学金貸与の決定を受けた者の両親またはこれに準ずる者とする。
- 3 本条記載の連帯保証人は、奨学金貸与の決定を受けた者と連帯して債務を負担する。
- 4 本条記載の連帯保証人は、奨学金の返還義務につき、保証する能力がある者でなければならない。

第7条（その他）

- 1 本制度の奨学金は給与としては扱われず、課税対象外とする。
- 2 本制度の運用については、当法人理事長が別途定める。
- 3 本規程の改廃は理事会の承認を要する。

第8条（貸与の停止）

本制度の奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、本制度の奨学金の貸与を停止する。

- (1) 自己都合により奨学生を辞退したとき
- (2) 自己都合又は病気等により退学をしたとき
- (3) 学校の規則により退学になったとき
- (4) 学業中、素行不良等を行ったため、やむを得ない事由が無く、停学、留年になったとき
- (5) 死亡
- (6) その他、本制度が目的とする奨学生としての適性を欠いたと当法人が認めたとき
- (7) 連帯保証人に第9条第4項各号の事由が生じたのに、新たに連帯保証人を立てなかったとき

第9条（届出）

奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が発生した日から10日以内に当法人に届出（様式第4号）をしなければならない。

- (1) 退学・休学・留年・停学処分を受けたとき
- (2) 退学金の貸与を受けることを辞退するとき
- (3) 氏名または住所の変更、その他重要事項の変更があったとき
- (4) 連帯保証人に下記事由が発生したときは、直ちに、連帯保証人の変更届（様式第5号）を連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3ヶ月以内）と一緒に当法人へ届出をしなければならない。
 - ①死亡
 - ②行為能力をなくし至った
 - ③強制執行を受けた

- ④租税その他の公課について滞納処分
- ⑤財産について競売開始があったとき
- ⑥破産手続開始決定又は再生手続開始の決定を受けたとき
- ⑦その他、保証能力がなくなったと認められる事由が生じたとき

第10条（返還義務）

奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本制度の奨学金を当法人へ返還しなければならない。

（1）本規定第8条の事由が発生したとき

（2）当法人で勤務しなかったとき

（3）正当な理由なく歯科衛生士の資格を取得しなかったとき

2　返還は、返還すべき事由が発生してから6ヶ月以内に、全額を一括返済する。

3　前項の期限が経過しても返還しない場合は、返還期日の翌日から返済まで年14%の遅延利息が発生する。

第11条（返還免除）

1　奨学生は、歯科衛生士国家試験に合格し、卒業後、当法人において3年間勤務した場合、本制度の奨学金の返還を全額免除される。

2　奨学生が当法人での勤務期間中に退職した場合は、未勤務年数に応じて以下の計算式により本制度の奨学金の返還義務を負う。

＜計算式＞返還免除額＝勤務した月数 × 3万円

3　前項は、やむを得ない事情により退職する場合であっても、原則として本制度の奨学金の返還義務を免れない。

第12条（返還猶予）

奨学生が病気などやむを得ない事情があるとき、当法人が認めた場合に限り、本制度の奨学金の返還を猶予することができる。

（附則）

この規定は令和7年12月1日から施行する。